

navigation

平成27年度の成人式は 1月10日(日)、文化体育館

📍社会教育課 ☎0977-75-2413

navigation

第29回杵築市城下町健康歩行 ラリー大会 参加者募集

📍社会教育課 ☎0977-75-2413

navigation

パソコン教室(第4期)受講生 募集中！

📍杵築中央公民館 ☎0978-62-2499

navigation

杵築市嘱託員を募集します

📍文化・スポーツ振興課 ☎0978-63-5558

文化財調査専門員

【募集人数】 1名
【業務内容】 埋蔵文化財発掘調査・遺物整理作業
【勤務場所】 文化財資料室(杵築市大字杵築4番地8)、
埋蔵文化財発掘調査現場

【任用期間】 11月1日～平成28年3月31日(更新される場合あり)

【勤務条件】
賃金……月額21万2,000円
諸手当……通勤手当等の支給あり
勤務時間……1日7時間勤務
休暇……勤務時間に応じ年次有給休暇が取得できます
法定福利……法定の社会保険制度が適用されます

【応募資格】
大学において日本史または考古学を専攻し卒業した者。ただし、日本史を専攻した者については埋蔵文化財発掘の行政経験を有する者。

※地方公務員法第16条に該当する人は応募できません

【申込方法】
履歴書(市販可)を教育委員会 文化・スポーツ振興課
(〒873-0014杵築市大字本庄2005番地)宛に郵送または持参してください。郵送の場合は、必ず封筒に受験申込であることを明記してください。

【申込期間】 10月16日(金)まで
(土日・祝日を除く、8時30分～17時)

【試験日および試験内容】 10月下旬実施予定、面接

杵築市戦没者追悼式

先の大戦による戦没者および戦災死没者等を追悼するとともに、戦争の悲惨さを後世に伝え平和を祈念するために、戦没者追悼式を挙行いたします。

戦後70年が経過して市民の大半を戦後世代が占めるようになり、戦争の記憶の風化が懸念されております。戦没者のご遺族だけでなく、市民の皆様方に広くご参列くださいますようご案内します。

【日程】 10月30日(金) 開式……10時(受付……9時)

【会場】 杵築市文化体育館

【対象者】 戦没者遺族、参列を希望する方

📍福祉推進課 ☎0977-75-2405

【日時】 平成28年1月10日(日)
受付時間……12時30分～13時20分
式典・記念行事……13時30分～

【会場】 杵築市文化体育館

【成人式対象者】
平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれで、原則として杵築市に住民登録をしている方。

就学・就職等で転出し杵築市に住民登録をしていない方が成人式に出席を希望される場合は、早めに本人かご家族が社会教育課まで直接ご連絡ください。

【ご案内および出欠確認】

平成27年度の成人式対象者は、平成27年11月1日時点の住民登録で調査します。対象者には案内状および出欠確認を含む返信ハガキが郵送されます。必ず期限までに返送してください。

11月1日以後に転入された方については引き続き調査してご案内いたします。万一案内状が届かないご家庭がございましたら、社会教育課までご連絡ください。

「杵築市自治基本条例」って？

vol.5

(あるべきまちの姿)

第5条 この条例のめざす杵築市の姿として、次の各号掲げます。

(1) 市民一人ひとりの人権が尊重され、地域コミュニティにあたたかく見守られて暮らせるまち
(2) 豊かな自然環境を大切にするとともに、歴史と伝統を継承し、新たな文化を創造するまち
(3) チャレンジする人を応援し、夢の実現に向けて将来に希望を持てるまち
(4) 健全な財政を保持し、安心して暮らせるまち

解説

杵築市がめざすべき将来像については、自治基本条例の中に明記することが望ましいと考え、市民憲章や総合計画をもとに4つのあるべき姿を定めました。

第1号では、高齢者や社会的弱者が差別されることなく、地域に見守られて暮らせるように定めました。

第2号では、自然環境を保全し、先人達が培ってきた文化を未来に向かって継承していくように定めました。

第3号では、若者や何かに挑戦する人が将来に希望を持って定住できるように定めました。

第4号では、健全な財政運営はもちろんのこと、予算編成に関わる説明や情報提供を行い、市民が安心して暮らせるように定めました。

(市民の権利)

第6条 市民はまちづくりの主体として、平等にまちづくりに参加する権利を有しています。

2 市民は、政策の立案、実施、評価の各段階において、参画する権利を有しています。

3 市民は、市政運営における情報について、知る権利を有しています。

解説

市民は、まちづくりの主人公として、まちづくりに参加する権利があると定めています。まちづくりへの参加は、自発的、自主的に行われるのが原則であり、その機会は、公平公正に与えられます。

また、政策の立案、実施、評価の各段階において、参画する権利があると定めています。その場合は、自覚と責任を持って参画することが求められます。

さらに、市政運営に関する情報提供を求め、取得する権利があることを明確に定めています。